

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループで手掛ける事業は、株主、従業員、取引先、さらには当社グループの事業所周辺の地域住民の方々など、当社を取り巻くステークホルダーとの、健全な信頼関係のもとに成立するものにとらえております。したがって当社グループでは、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に應えるために、コーポレート・ガバナンスの着実な実践を重要な経営課題として位置付けてまいります。

具体的には、経営に健全性・効率性及び透明性を高めるとの視点に立ち、経営の意思決定、職務執行及び監督、ならびに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を、組織全体において、周知徹底してまいります。また、監査等委員会設置会社とすることにより、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視していく予定です。

さらに当社グループは金融商品取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」に賛同し、その理念や原則の趣旨・精神等を踏まえた様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていくことを基本方針としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】当社は、グループとしての事業領域等を拡大するための資本業務提携以外に、良好な取引関係を維持強化するために必要であると判断する株式について保有する場合があります。保有株式については、その目的及び取引状況、配当利回り等を適宜精査し、保有することの合理性を検証してまいります。

政策保有株式の議決権行使にあたっては、議案内容を精査し、発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるか、当社への影響等を取引先ごとに総合的に判断してまいります。なお、株主価値が大きく毀損する提案、社会的不祥事等コーポレート・ガバナンス上、多大な懸念が発生している場合には反対票を投じます。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が行う取引については、関連当事者間を含むすべての取引について、株主共同の利益を害することがないように、社内規程を定め、取引額や重要性等に応じ、必要な決裁を受けて行っております。その実施状況等については、内部監査部門が監査するとともに、監査等委員会が常時閲覧できる体制をとっております。

また、取締役の競業取引、利益相反取引に該当する場合は、会社法の規定に従い取締役会の承認を得てまいります。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、自らが運用を指図する企業年金制度を導入する予定はありません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、経営戦略、経営計画については詳細精査の上決定次第当社ホームページに掲載してまいります。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬決定にあたっては、当社の指名・報酬委員会で原案についての諮問を経て、必要に応じて監査等委員から意見を徴収し取締役会で決定してまいります。また、決定するにあたっての方針については会社設立後速やかに決定し開示してまいります。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名を行うにあたっては、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社取締役として相応しい豊富な経験、高い見識・人格、高度な専門性を有する人材を選定し、さらに、過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会より意見を求めた上で取締役会にて取締役候補者を選任いたします。また、取締役の解任にあたっては、法令違反または定款違反の他、取締役がその機能を十分に発揮できないと認められる場合には、当該取締役の解任に関する株主総会議案の内容、及び業務執行取締役としての地位の解任について、指名・報酬委員会に意見を求めた上で、取締役会にて決議し、株主総会へ付議いたします。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明補充

取締役候補者の指名を行う際の個々の選任・解任についての説明は、定時株主総会招集ご通知に記載してまいります。また、社外取締役に付きましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役関係】」にて選任理由を記載しております。

< 補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲 >

当社では、取締役会規程の中で、取締役会への付議事項を定め、該当事項は取締役会において審議し決裁を行っております。具体的には、経営方針、経営計画に関する事項、組織の変更に関する事項、取締役の委嘱業務の決定、一定の金額以上の投融資等の重要な業務執行上の決定事項等が該当します。また、これらの取締役会付議事項についての審議、決裁、さらに職務執行に関する取締役報告を通じて、取締役の業務執行状況の監督機能も果たしています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、取締役の独立性判断基準を制定し、監査等委員である取締役(社外取締役)が独立性を有すると判断された場合には(株)東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

また、独立社外取締役の選任については、豊富な経験と高い見識を有し、当社経営陣の意思決定が内部の意見に偏らないように、独立した客観的・中立的立場から取締役会における牽制機能を発揮できる人物を取締役候補者として選任してまいります。

<補充原則4 - 11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方>
取締役の選任に関する方針・手続きについては決定次第速やかに開示してまいります。

<補充原則4 - 11 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況>
取締役の兼任状況につきましては定時株主総会招集ご通知や有価証券報告書にて開示してまいります。社外取締役も含めた当社取締役の他の上場会社の役員との兼務状況につきましては、兼務先の数も合理的な範囲に留まっており、当社の役員としての責務を果たす上で問題とならない兼務であると判断しております。

<補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価>
取締役会の実効性を高めていくために、取締役全員に対しアンケートを実施する予定です。
アンケートは、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会で事前に協議、評価を行い取締役会で分析結果を共有し開示する予定です。

<補充原則4 - 14 :取締役・監査役に対するトレーニングの方針>
当社は、取締役向けの外部研修を活用し、必要となる新たな知識や情報を積極的に習得することとしています。当社はその費用を負担し、受講を支援しています。

【原則5 - 1株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IRを担当する部門を設け、株主や投資家との対話に関しては、代表取締役社長、IR担当部門により適切に対応してまいります。

株主や投資家に対しては、四半期ごとの決算説明会において、代表取締役社長、IR担当部門による、業績推移、中期経営計画に盛り込んだ重点事業、新規事業に関する説明、質疑応答を通じて理解を得られるよう取り組んでまいります。さらに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、建設的な対話を求める株主・投資家からの面談・取材申込についても、未公表の重要情報が一部の投資家のみを開示されることのないように留意しながら、合理的な範囲で前向きに応じることにしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,441,120	10.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,870,596	9.25
ベステラ株式会社	2,570,300	4.88
三本 守	2,124,864	4.03
GOVERNMENT OF NORWAY	1,157,416	2.20
鈴木 徹	1,050,000	1.99
リバーグループ従業員持株会	1,016,367	1.93
鈴木 孝雄	1,000,000	1.90
ヴェオリア・ジャパン株式会社	592,720	1.12
KIA FUND 136	579,204	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	
親会社の有無 更新	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3月
業種 更新	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small>	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更新</small>	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	その他の取締役
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井 友二	公認会計士											
大村 扶美枝	弁護士											
末松 広行	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 友二			本報告書提出日現在、当社株式を保有しておりますが、この他に当社との間に人的関係、取引関係その他の利害関係について、記載すべき事項はありません。	石井友二氏は2005年6月に株式会社タケエイの社外監査役に就任し、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な実務経験を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、今後は当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し監査等委員である取締役(社外取締役)に選任しております。 石井氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏は独立性を十分有していると判断しております。

大村 扶美枝		該当事項はありません。	大村扶美枝氏は、2019年9月にリバーホールディングス株式会社の社外監査役に就任し、弁護士として、企業法務に関する豊富な知識と高い見識を有し、また、上場企業の社外取締役としての経験も有しており、その専門知識及び経験等を活かすことで、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し監査等委員である取締役(社外取締役)に選任しております。大村氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏は独立性を十分有していると判断しております。
末松 広行		末松広行氏が代表取締役を務める次世代産業研究所株式会社と株式会社タケエイは経営に関するコンサルティング業務委託契約を締結し、取引がございますが、その取引額は僅少であり、当社との利害関係はなく、独立性に影響を与えることはありません。	末松広行氏は、1983年農林水産省へ入省後、長きにわたり同省を中心に経済産業省、官邸、地方行政へも携わり、2018年には農林水産事務次官も務められました。長年培われた経験から、経済・政策動向や法令等に関する、高い見識及び専門的な知識を有し、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し監査等委員である取締役(社外取締役)に選任しております。末松氏と当社との間に特別な利害関係はなく、同氏は独立性を十分有していると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助する使用人としてグループ内部監査室に所属する兼務の使用人を1名配置する予定です。監査等委員の職務を補助する期間は、監査等委員会の指揮命令に服するものとし、他の取締役から指示命令を受けないこととすることで独立性を確保する予定です。また、その人事に関しては監査等委員会と事前に協議を行い決定してまいります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は定期的に会計監査人及びグループ内部監査室と会合の場を設け、必要に応じて監査等委員会に出席を求める他、グループ内部監査室へは必要に応じて調査を求め機動的に連携が図れる体制を構築してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
------------------	----------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 [更新](#)

当社の各取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名及び報酬額決定プロセスの透明化を図るため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は代表取締役2名、監査等委員である取締役3名の計5名にて構成され、原則として半期に1回以上開催することとしております。また、指名・報酬委員会は取締役会の諮問機関であり、取締役会は指名・報酬委員会の意見を得て、各取締役を指名し、報酬を決定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#) 3名

その他独立役員に関する事項

当社は2021年10月1日に会社設立後に取締役の独立性基準を制定し、監査等委員である取締役(社外取締役)が独立性を有すると判断された場合には株東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#) 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役へのインセンティブ報酬として役員株式給付信託(BBT)を導入する予定であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#) 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#) あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定の基礎報酬と変動の業績連動報酬で構成されており、その報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の意見を基に取締役会において決定されます。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

当社の社外取締役は、全て監査等委員であります。監査等委員会の職務をサポートする部署としてグループ内部監査室を設置する予定ではありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

機関設計について：当社は、監査等委員会設置会社を採用しています。監査等委員会は委員の過半数が社外取締役で構成されることとし、監査等委員である取締役(社外取締役)に取締役会における議決権を付与することで、経営に関する重要事項の決定をする際に取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。また、取締役会の独立性・客観性の確保のため、任意の諮問機関として指名・報

酬等委員会を設置する予定であります。

取締役会について：原則毎月1回(定例)開催。法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要事項について、決定、報告してまいります。

監査等委員会について：監査等委員会は定期的に開催し、独立した機関として、監査等委員以外の取締役の業務執行状況を監査・監督します。法令や定款、監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき、監査報告書の作成をはじめ定められた事項について決定します。監査については、会計監査人及びグループ内部監査室と連携し、効率的な監査体制を整備してまいります。

取締役候補者の選任、役員報酬の評価等、経営における重要事項の検討にあたり、代表取締役2名及び取締役監査等委員3名で構成する「指名・報酬委員会」を設け、事前に考え方や方針を説明することにより、社外取締役の意見表明を促進することで、重要な事項に関し社外取締役の適切な関与と助言を受け、取締役会の実効性を補助することとしてまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社を採用します。取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役(社外取締役)が取締役会に出席することで、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性の向上を図ってまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	ホームページへの掲載を含め、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した日程設定に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	実施予定
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加予定
招集通知(要約)の英文での提供	実施予定

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、当社では決算締め日前から発表日までを「沈黙期間」として設定し、未発表の決算内容や業績見通し・予測について一切言及することを控えさせていただきます。 ただし、この沈黙期間中に予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することといたします。 また、ご要望に応じて当社グループ施設の見学会を実施してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎(年4回)を目途に、会社説明会(動画の配信等も含む)もしくは決算説明会を実施してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算に関する情報・適時開示情報・会社説明会資料などを、IR資料としてホームページに掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する部署を設置する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ企業行動規範を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、全役員に継続的に伝達し浸透させてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動規範を定める予定であります。 また、グループ環境方針を別途定め、環境に関する報告書等を定期的に作成し、グループの環境および社会的側面に対する考え方、取り組み、成果を報告してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを活用して情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社グループで手掛ける事業は、株主、従業員、取引先、さらには当社グループの事業所周辺の地域住民の方々など、当社を取り巻くステークホルダーとの健全な信頼関係のもとに成立するものととらえております。したがって当社グループでは、健全な経営の推進と社会的信頼に十分に配慮するために、コーポレート・ガバナンスの着実な実践を重要な経営課題としてとらえております。

具体的には、経営に健全性・効率性及び透明性を高めるとの視点から、経営の意思決定、職務執行及び監督、並びに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を組織全体において徹底してまいります。また監査等委員である取締役(社外取締役)が取締役会に出席する等により、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視しております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

<1> 会社の機関の内容

会社の機関の内容及び当社における企業統治の体制は、監査等委員会設置会社採用により、株主総会のほか、取締役会、監査等委員会、会計監査人を会社の機関として設置予定であります。

a. 取締役会

当社の取締役会は7名で構成され、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に基づき経営方針その他の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督してまいります。

b. 監査等委員会

監査等委員会の職務を補助する部署としてグループ内部監査室を予定しております。グループ内部監査室に対しては、監査等委員会の指示に基づく職務の遂行に際しては他の取締役等の指揮命令権はなく、また監査等委員会の業務をサポートする同室の使用人については監査等委員会との協議を必要とすることでその独立性を図ることを予定しております。

監査等委員は取締役会に出席する他、取締役等の意見聴取や資料の閲覧、主要な事業所等での往査等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監視しコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

またグループ内部監査室が内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するとともに、適宜協議により合意されたグループ内部監査室のスタッフが監査等委員会をサポートしてまいります。

c. 指名・報酬委員会

取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役会の実効性の補強を行ってまいります。指名・報酬委員会の構成の過半数を社外取締役とすることにより経営に関する以下の重要な事項に関し社外取締役の適切な関与と助言を受け、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めてまいります。

取締役候補者の選任について

役員報酬(業績加算給)の評価、株式給付信託におけるポイント付与数について

取締役会の実効性評価について

その他、取締役会より付託された事項について

d. グループ内部統制委員会

グループ内部統制委員会を設置し、定期的に委員会を開催し内部統制の取組全体の方針・方向性の検討、協議・承認を行ってまいります。

e. コンプライアンス委員会

グループ内部統制委員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、法令違反行為、事態の発生の有無をグループ子会社と連携して調査し、その発生を確認した場合には速やかにグループ内部統制委員会に報告するものとします。

f. 情報セキュリティ委員会

グループ内部統制委員会の下部組織として情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの維持・管理状況や情報セキュリティに関する事故や問題の発生状況について、グループ子会社と連携して調査し、適宜グループ内部統制委員会に報告するものとします。

<2> 会社の機関・内部統制の関係

業務執行・監視及び内部統制の仕組みは、参考資料のとおりです。

<3> 内部統制システム整備の状況

当社においては、全役職員が法令・定款等を遵守することは勿論のこと、当社の社内規程等に基づき誠実に行動する体制を基盤とします。

当社における内部統制システムは、財務報告を適正に行う、採算性の高い事業に投資する、効果的な業務を効率よく行う、資産を保全する、正確な情報を収集して公開する、役員や従業員の不正行為を防止するなどの目的達成を明確にし、仕事の進め方を推進してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益を供与いたしません。

また、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することとし、コンプライアンス委員会で、グループ各社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

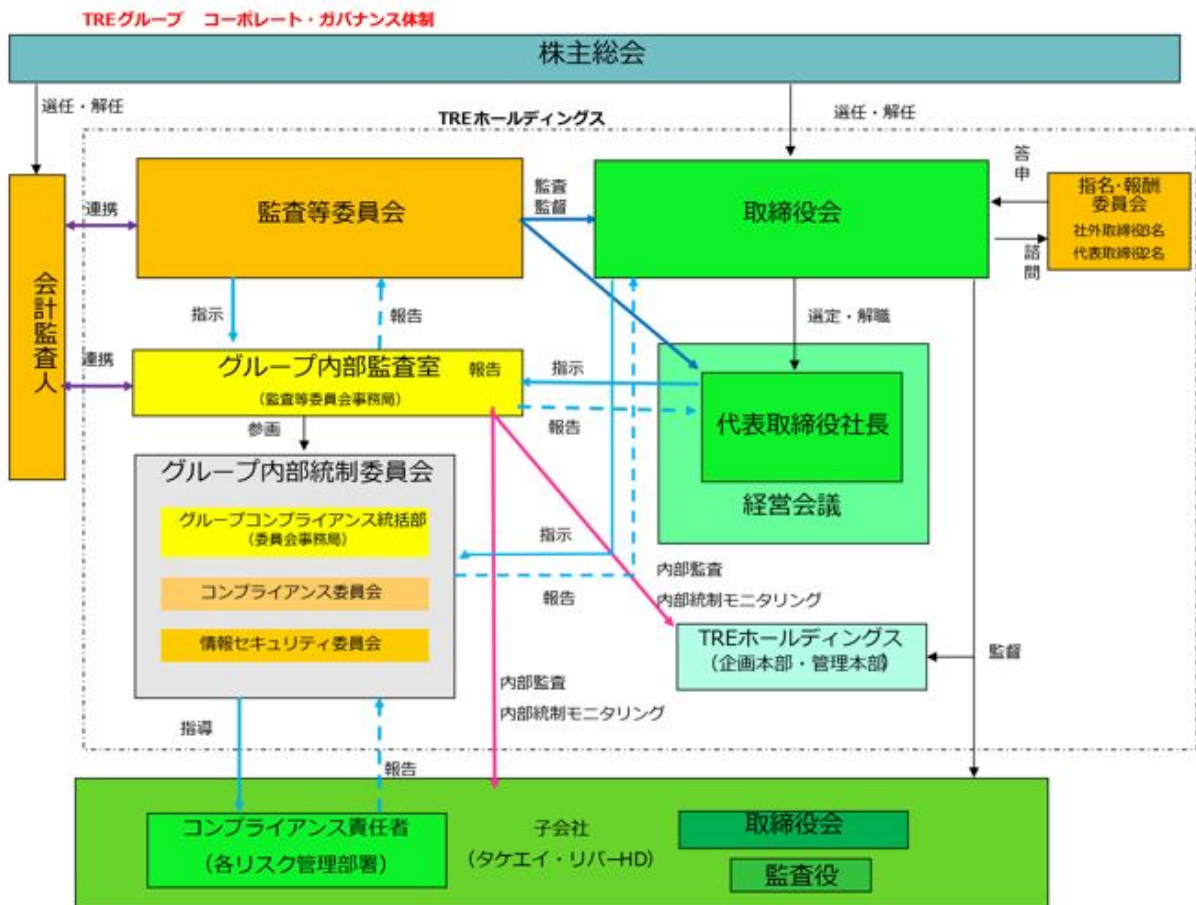
買収防衛策の導入の有無 更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

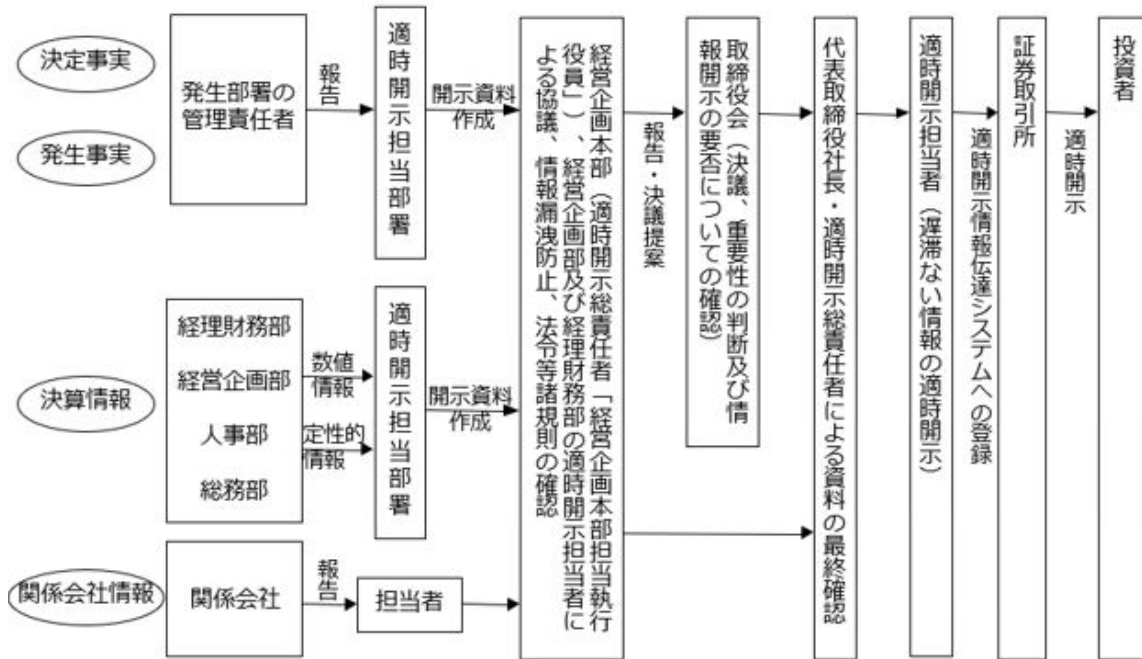
【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

<TREホールディングス株式会社 会社情報の適時開示に関するフロー図（概略図）>

<2021.8.13現在>



以上